

5 水管第 2950 号
令和 6 年 2 月 8 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の一部変更（あかがれい日本海系群等 14 水産資源の別紙 3 の追加）について（諮問第 436 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号 (別紙)

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において運用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

別紙 3－21 の次に、次の別紙を加える。

- 1 -

(別紙 3－22 あかがれい日本海系群)

第1 水産資源

水産資源の名称 あかがれい日本海系群

第2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うあかがれい日本海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第4 その他資源管理に関する重要事項

- 2 -

該当なし。

- 3 -

(別紙 3-23 きだい日本海・東シナ海系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 きだい日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の目標

国が行うきだい日本海・東シナ海系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。
なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

- 4 -

(別紙3-24 きんめだい太平洋系群 (東シナ海海域))

第1 水産資源

水産資源の名称 きんめだい太平洋系群 (東シナ海海域)

水産資源の定義 きんめだい太平洋系群のうち、東シナ海において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

国が行うきんめだい太平洋系群の資源評価の対象に東シナ海海域が追加されるまでの間は、国の把握する東シナ海において漁獲される同系群のデータから算出されるCPUEについて、直近年(2022年)の水準の値(355 kg/日)とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣への報告が行われるよう指導を行う。

第4 その他資源管理に関する重要事項

- 5 -

該当なし。

- 6 -

(別紙 3-25 そうはち日本海南西部系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 そうはち日本海南西部系群

第 2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙 2 で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うそうはち日本海南西部系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

- 7 -

該当なし。

- 8 -

(別紙 3-26 にぎす太平洋系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 にぎす太平洋系群

第 2 資源管理の目標

国が行うにぎす太平洋系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-27 はたはた日本海北部系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 はたはた日本海北部系群

第 2 資源管理の目標

国が行うはたはた日本海北部系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-28 ひらめ太平洋北部系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 ひらめ太平洋北部系群

第 2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙 2 で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うひらめ太平洋北部系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

- 11 -

該当なし。

- 12 -

(別紙 3-29 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙 2 で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うひらめ日本海中西部・東シナ海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

- 13 -

該当なし。

- 14 -

(別紙 3-30 ベにずわいがに日本海系群 (大臣許可水域))

第 1 水産資源

水産資源の名称 ベにずわいがに日本海系群 (大臣許可水域)

水産資源の定義 ベにずわいがに日本海系群のうち、許可省令別表第 1 の日本海ベにずわい漁業の項の中欄に掲げる海域において漁獲されるものをいう。

第 2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙 2 で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うベにずわいがに日本海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また農林水産大臣は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣への報告が行われるよう指導を行う。

- 15 -

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

- 16 -

(別紙 3-31 まがれい日本海系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 まがれい日本海系群

第 2 資源管理の目標

国が行うまがれい日本海系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

- 17 -

(別紙 3-32 まだい日本海西・東シナ海系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 まだい日本海西・東シナ海系群

第 2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙 2 で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うまだい日本海西・東シナ海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

- 18 -

該当なし。

- 19 -

(別紙 3-33 やなぎむしがれい太平洋北部系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 やなぎむしがれい太平洋北部系群

第 2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙 2 で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うやなぎむしがれい太平洋北部系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

- 20 -

該当なし。

- 21 -

(別紙 3-34 やりいか太平洋系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 やりいか太平洋系群

第 2 資源管理の目標

国が行うやりいか太平洋系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

- 22 -

(別紙 3-35 あかいか北太平洋漁業資源保存条約海域)

第1 水産資源

水産資源の名称 あかいか北太平洋漁業資源保存条約海域

水産資源の定義 あかいかのうち、北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第4条1の適用水域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

北太平洋漁業委員会 (N P F C) での合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北太平洋漁業委員会 (N P F C) で決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

- 23 -

密 記

この如きは、公衆の目に触れさせない。

- 24 -

資源管理基本方針の一部を変更する告示案について

令和 6 年 2 月
水 産 庁

- 第 1 今回の改正事項
資源管理基本方針の別紙 3 への新たな水産資源の追加
このほか、必要な附則を規定する。
- 第 2 今後のスケジュール
3 月中 官報掲載

【変更事項】 資源管理基本方針の別紙3への新たな水産資源の追加

資源管理基本方針の別紙3は、「特定水産資源以外の水産資源の資源管理方針」を定める別紙であり、漁獲可能量（TAC）による数量管理は行われていない水産資源の資源管理方針を規定している。

今般、漁獲可能量による数量管理は行われていないものの、国による資源評価が行われ、漁業者による自主的な資源管理措置が導入されている国内資源のうち、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業等の主対象種である以下の(1)から(13)までの水産資源及びいか釣り漁業の主対象種である以下の(14)の水産資源の資源管理の目標を定め、当該水産資源を別紙3に追加する。なお、追加する各資源の概要は別紙のとおり。

- (1) あかがれい日本海系群
- (2) きだい日本海・東シナ海系群
- (3) きんめだい太平洋系群（東シナ海海域）
- (4) そうはち日本海南西部系群
- (5) にぎす太平洋系群
- (6) はたはた日本海北部系群
- (7) ひらめ太平洋北部系群
- (8) ひらめ日本海中西部・東シナ海系群
- (9) べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）
- (10) まがれい日本海系群
- (11) まだい日本海西・東シナ海系群
- (12) やなぎむしがれい太平洋北部系群
- (13) やりいか太平洋系群
- (14) あかいか（北太平洋漁業資源保存条約海域）

資源管理基本方針における別紙3の改正概要について

・別紙3に記載する主な項目は①水産資源の名称・定義、②資源管理の目標、③漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項

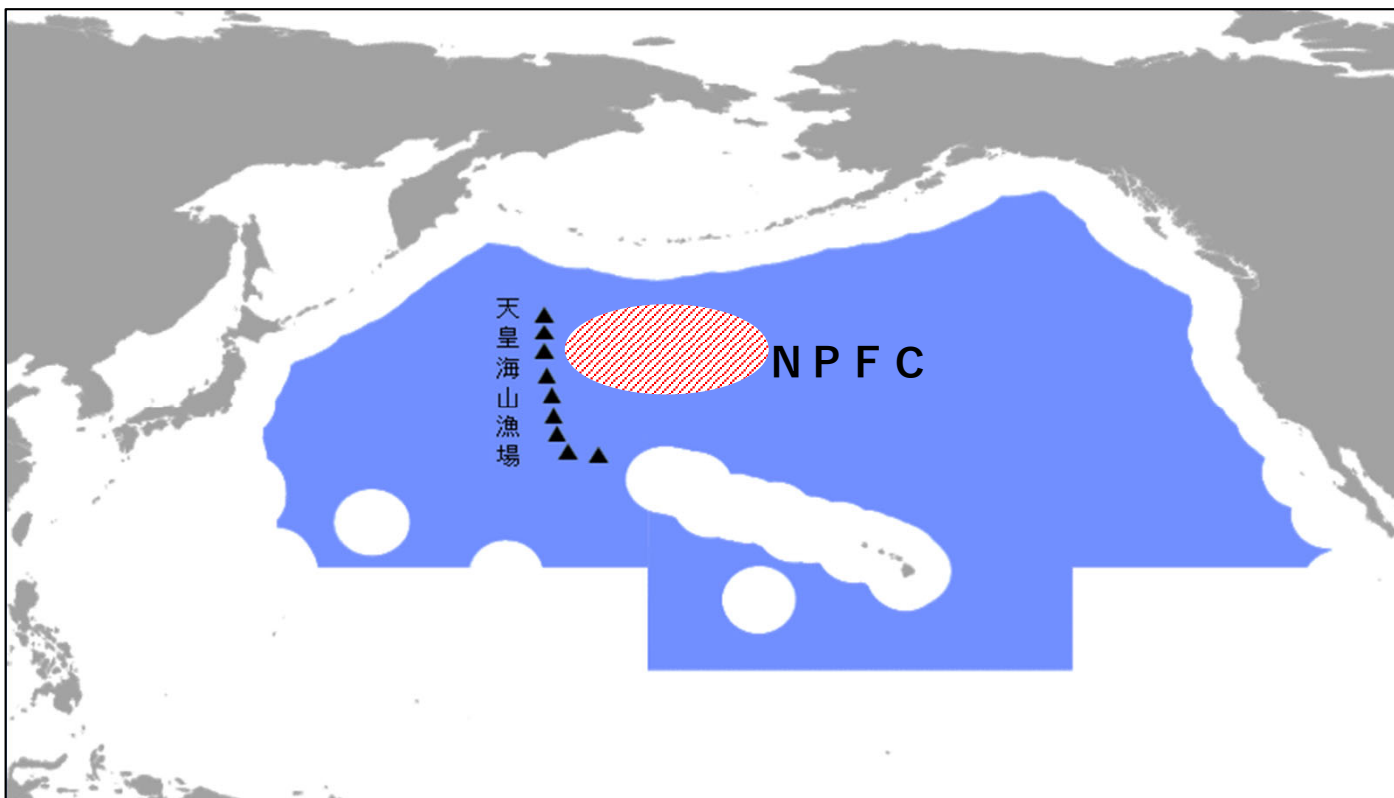
(別紙)

項目	国内資源				
	別紙3-22	別紙3-23	別紙3-24	別紙3-25	別紙3-26
	あかがれい 日本海系群	きだい 日本海・東シナ海系群	きんめだい 太平洋系群 (東シナ海海域)	そうはち 日本海南西部系群	にぎす 太平洋系群
資源管理の目標	資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うあかがれい日本海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	国が行うきだい日本海・東シナ海系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	国が行うきんめだい太平洋系群の資源評価の対象に東シナ海海域が追加されるまでの間は、国の把握する東シナ海において漁獲される同系群のデータから算出されるCPUEについて、直近年(2022年)の水準の値(355kg/日)とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うそうはち日本海南西部系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	国が行うにぎす太平洋系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また農林水産大臣は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

項目	国内資源				
	別紙3-27	別紙3-28	別紙3-29	別紙3-30	別紙3-31
	はたはた 日本海北部系群	ひらめ 太平洋北部系群	ひらめ 日本海中西部・東シナ海系群	べにずわいがに 日本海系群 (大臣許可水域)	まがれい 日本海系群
資源管理の目標	国が行うはたはた日本海北部系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うひらめ太平洋北部系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うひらめ日本海中西部・東シナ海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うべにずわいがに日本海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	国が行うまがれい日本海系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

項目	国内資源			国際資源
	別紙3-32	別紙3-33	別紙3-34	別紙3-35
	まだい 日本海西・東シナ海系群	やなぎむしがれい 太平洋北部系群	やりいか 太平洋系群	あかいか 北太平洋漁業資源保存条約海 域
資源管理の目標	資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うまだい日本海西・東シナ海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うやなぎむしがれい太平洋北部系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	国が行うやりいか太平洋系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	北太平洋漁業委員会(NPFC)での合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。
漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。	北太平洋漁業委員会(NPFC)で決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協定の締結を促進する。

資源管理基本方針に追加する国際資源（アカイカ）の管理海域図（令和6年2月改正）



別紙3-35 あかいカ（北太平洋漁業資源保存条約海域）

【  主漁場】